

下諏訪町老人福祉センターの指定管理者として
社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会を候補者とした理由

下諏訪町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項「町長は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、第2条による公募によらず、出資団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。」の特例を適用することが適当。

【非公募の条件】公共施設指定管理者の選定基準 ①及び②の(1)・(3)に該当

○老人福祉センターの設置目的

高齢者に関する各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション並びに介護予防等のための便宜を総合的に供与する施設。

○社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会を候補者とした理由

1. 平成18年4月1日から現在まで指定管理者として施設の管理、運営を行っており、施設内容及び管理方法等を熟知している。
2. 法人が保有している資源（人、物、事業）を活用した健康増進、介護予防事業を実施しているが、多くの高齢者が集う老人福祉センターで取り組むことは効果的であり、施設の設置目的を理解し、その達成に向け組織を挙げて管理、運営を行っている。
3. 「老人福祉センター」の指定管理を担うことで、「社協生活応援センター」、「地域包括支援センター」の事業との連携、調整等により効率的な運営が可能である。
4. 設置目的が高齢者福祉に資する施設であることから大幅な事業収入が見込める施設ではなく、公共的な団体による管理、運営が望ましい。